

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成24年6月29日（金）

開 会 午前9時0分

【議 事】

○請願第2号 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関して、
所沢市の積極的な対応を求める請願

末吉委員長

本日は、参考人として森田準之助さんにご出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。森田参考人からご意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

【参考人意見】

森田参考人

去年の3月11日に東日本大震災が起こりまして、東北地方が非常に大きな苦勞をしているわけですが、特にがれきの問題については処理に困っているということが新聞で報道されている。これは、たまたま東北地方だけが被害を受けただけで、日本中いつどこでどんな災害が起こるか分からない。所沢でも首都直下型地震あるいは富士山の噴火等

が起きた場合、大変な災害になるわけであり、被害を受けなかった他の地域の人達が何もしないというのはよくない。これは日本中全部で取り組まなければならない問題である。本当は政府が音頭をとって推進すればよいのだが、震災から1年半近く経過したが、遅々として進んでいない。国に対していろいろ言うだけではなく、具体的に自分でもできることは何だろうと考えた時、がれきの処理の問題で困っているのも、他の地域で引き受けて欲しいというような声を聞きました。東京都などは受け入れを開始しているし、他にも検討をしているところがあることから、所沢市もぜひ相応のことはやるべきではないかと思ひまして、今回請願を出したわけです。実際のところ、私は専門家ではありませんので、所沢市の処理事情等を存じ上げておりません。しかし、そういったこともひっくるめて、検討していただきたい。何とか東北のがれきを我々のできる範囲で処理し、苦労を軽減してあげて、早く復興する態勢を整えてあげるべきだと考えます。

末吉委員長

ありがとうございました。以上で、参考人からのご意見の開陳は終わりました。次に、質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっていますので、ご了承願います。

【参考人に対する質疑】

荒川委員

当初、政府が発表した広域処理の処理量が、5月21日に大幅に修正された。最初の方針では、上田知事が岩手県から要請されて全部で5万トンを受け入れ、4万2,000トンは太平洋セメント株式会社熊谷工場と埼玉工場、三菱マテリアル株式会社横瀬工場、残りの8,000トンを埼玉県内の市町村に受け入れの依頼をしたが、5月21日に見直しがあった。新聞報道では、最初5万トンであったが、予定より大幅に減り1万8,000トンということになった。1万8,000トンであれば、太平洋セメント株式会社と三菱マテリアル株式会社で十分に間に合うということである。また、全国的にも政府が用意した仮設焼却炉31基で十分間に合うというようなことになっているが、そのことについてはご存知か。

森田参考人

存じませんでした。

村上委員

がれき処理というと、木くずというものしか浮かんでこないが、がれきの中身については、どういった認識か。

森田参考人

実際にもものを見たわけではありませんが、あらゆる建築の廃材、コンクリート構造物等、木くずだけではなくいろいろなものがあると思う。

それぞれ総合的に考えなければならないが、木くずについては焼却処分すれば減らすことができるので、できるものから処理していったらいいと思う。あとのコンクリート等については、埋め立てや再利用など他の方法もあると思う。当面考えなければならないのは、燃やせるものだけかなと思っております。

村上委員

がれきの詳しい中身までは分からないが、東北の被災地のがれきを何とか早く処理をする手伝いが所沢でできないか、という思いの中で請願を出されたということによいか。

森田参考人

そのとおりです。できることをやってあげたいということに尽きます。量的には随分と減っているようですが、がれきで困っているということは見たり聞いたりしておりましたので、何とかしたいという思いが非常に強いです。

秋田委員

最終処分場等、所沢の処事情形について、全く知らないということによいか。

森田参考人

全くとはいませんが、最終処分場がないというような話を聞いたことがあり、その程度の知識です。

【参考人に対する質疑終結】

末吉委員長

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

【質 疑】

荒川委員

5月21日に環境省から災害廃棄物推計量の見直しが発表されたことはご存知か。

桑原環境クリ
ーン部長

承知しております。

荒川委員

岩手県の木くずの広域処理必要量は、何トンだったものが何トンになったのか。

吉澤東部クリ

木くずですと、47万トンが18万トンという発表がなされておしま

ーンセンター

す。

所長

荒川委員

当初、埼玉県が岩手県から要請されて受け入れる予定だった木くずの量は、何トンだったものが何トンになったのか。

鈴木資源循環

埼玉県では当初、岩手県との協定の中で5万トンの受け入れということで予定しておりました。この5万トンそのものが、全て木くずを前提としたものでございます。現時点では、新聞報道等ではございますが、5万トンが1万8,000トンになったというような情報が流れております。

荒川委員

これまでの新聞報道の範囲で、埼玉県内の日高、熊谷、横瀬の3つのセメント工場の受け入れ量は、いくらになっているか。

鈴木参事

この5万トンのうちの4万2,000トンにつきまして、民間のセメント工場での受け入れという予定になっております。

荒川委員

4万2,000トン受け入れるということで、受け入れ態勢が十分あるところに、1万8,000トンへ修正ということなので間に合っ

まう。そうすると、市町村への要請はあったけれども、所沢市としてはその検討はする必要がなくなったということでしょうか。

桑原部長

ご指摘のように、1万8,000トンになり民間の3工場で処理できる量と考えております。ただ、所沢市といたしましては、できることがあれば手を差し伸べたいというのが考えでございます。

荒川委員

それでもまだ、がんばって受け入れようとしているのか。

桑原部長

広域処理がすでに必要ないということであれば、それは受け入れるものが無いわけですので、受け入れることはないと考えております。

荒川委員

十分間に合っているのだから、市として県に確認はしていないのか。

桑原部長

報道がありましてから、県に確認をしております。最初に県からいただいた話では木くずでした。可燃系のごみについても、考えているようなお話しが少しあったのですが、それについては正式なものではないので、私どももそのようなことは考えておりませんでした。今日の新聞報道において、細野環境大臣と岩手県との話の中で、岩手県に関しては広域処理は大丈夫なのかなと、不燃系については別ですが、可燃系につい

ては、大丈夫だというような話がありましたので、その真偽を確認して、
そうであれば岩手県の燃やせるごみについては、所沢市ではもういいの
かと考えております。

荒川委員 燃やせないごみには余地がありそうな印象だが、燃やせないごみを受
け入れられる余裕は所沢市にあるのか。

桑原部長 不燃系につきましては、所沢市は最終処分場を持っていないため、受
け入れるつもりはありません。

小林委員 細野大臣も広域処理をする必要はないというようなことを言っている
ようであるし、新聞報道では苫小牧でも宮古市の推計量が激減したとの
こと、また愛知県でも焼却施設は中止ということだが、その辺の事実確
認は行っているのか。

鈴木参事 昨日ぐらいから、岩手県が広域処理すべき木くず類の処理のめどがあつ
いたという情報が入ってまいりました。埼玉県と岩手県には協定関係が
ありまして、受け入れ予定量5万トンのうち、8,000トンの処理に
ついては県から市町村に要請がございました。したがって、県から何ら
かのアナウンスが近いうちにあるかと思っております。それを踏まえ

まして引き続きがれきの受け入れに応えていきたい、という市のスタンスを今後どうしていくか、という判断をつけてまいりたいと考えております。

亀山委員

がれき処理は3年をめどにということで、総量として十分処理が間に合うというような発表だが、現地へ行って見ると、がれきが山になっていて、衛生上の問題や火災も心配される。現地の方たちは、少しでも早くがれきをなくしたいという思いがある。3年というスタンスではなく、もっと早くという観点で、例えば埼玉から受け入れ要請があった場合、所沢市としてはどのように考えるのか。

桑原部長

埼玉県から再び要請があれば、その内容によって考えさせていただきたいと思っております。

村上委員

新聞報道等で見直しがあったが、具体的な広域処理の計画の見直しの発表はあったのか。

桑原部長

現在のところ、国からの通知による広域処理計画の見直しがあったとは聞いておりません。5月21日にがれきの推計量の変更があったということは、承知しております。

村上委員

我々も岩手県に行った時に総量の再確認を検討しているという話は聞いていた。当時の感触からしても、もっと少なくなる見通しだということとは感じていた。当初の計画では、3年間で総量が処理できるということであった。今回、総量が減ったから県内では処理できる範囲なのかもしれないが、例えば、広域処理の計画がもっと前倒しになり、短い期間で処理をしていくことで東北の復興につながるという方針が出てくる可能性もあると思うが、感触的にはどうか。

桑原部長

岩手県のがれきに関しては、現在、東京、秋田、青森などの自治体が受け入れることになっており、更に調整している段階の自治体もいくつかあります。可燃系のがれきにつきましては、こういった自治体が協力することで、平成26年3月までの処理終了という目標が達成できると考えています。

村上委員

総量が減ればもっと短期間で処理でき、復興は早く進むわけであるから、場合によってはそういった方針が出てくる可能性は否めないということではいか。

桑原部長

そういう可能性はあるのではないかとはいいます。

松本委員

一昨日の県議会で公明党の議員ががれき処理の方針について県知事に質したところの記事を見る限りだと、環境省は発表したと、数量が減ってきていると、しかしながら具体的な要請の変更はきていないと、したがって数値は明らかになっていない。今後の方向性によってはと書いてある。3月議会で桑島議員が市長にがれき処理について質問し、そのときの答弁では、諸条件がクリアされれば積極的に受け入れたいというふうにお答えしているが、その後諸条件をクリアするような動きはあるのか。

鈴木参事

3月定例会で、一定の要件が定められればぜひ受け入れをしたい、という市長答弁がございました。4月に入って市長から指示があり、所沢における受け入れ要件を定めなければいけないということで、がれき受け入れに関する3つの要件を設けさせていただいています。1つ目は、処分場に関することです。所沢市には最終処分場がないため、焼却灰については、市外の処分場に搬出しております。また、今回のがれきは一般廃棄物に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のルールにのっとりて処分を行なうということにされております。処理、処分の工程の中で、地元の自治体との事前協議や、処分場が地元の住民と取り交わす協定の合意事項というものがございます。こうした環境の中で、まず仮にがれ

きを受け入れるにしても、受け入れ先の処分場において同意をいただき、周辺での受け入れ許諾がなされるような環境を用意していただかなければならない。これがまず1点目です。次に、今回のがれきには特殊な要件として、放射能の問題がございます。放射性物質の扱いにおける安全基準を確実に遵守しつつ、担保していかなければいけない。この観点が2点目です。さらに、環境保全委員会や周辺自治会の方々をはじめとする地元の皆様の理解を得なければいけない、というこの3点につきまして、がれき受け入れの際の基本要件とさせていただいたところです。こうした要件を踏まえる中で、5月以降、所沢市の最終処分場がある山形県米沢市と群馬県草津町の処分場と自治体それぞれに出向き、受け入れが可能であるか話をさせていただきました。また、5月下旬には東西クリーンセンターの環境保全委員会で市のスタンス、条件を整えればがれきを受け入れてまいりたいという話もさせていただきました。

松本委員

処分場を作ることについては、国の予算で可能ということ記憶しているがいかがか。

鈴木参事

今回の東日本大震災以降、国のいち早いバックアップということの中に、金銭的な面でのフォローということが念頭にございまして、平成23年5月の時点で、環境省廃棄物対策課から「東日本大震災に係る災害

等廃棄物処理事業の取扱いについて」という文書が送付されています。

平成24年3月に改定もされておりますが、震災がれきの一連の処理につきまして、例えば運搬費、処分費、借上料、放射能測定費などについて、国ががれき処理の関連で発生する費用を負担するというものです。

お話のありました処分場造成についての観点で申し上げますと、最終処分費という項目もあり、震災がれきの受け入れにより増えてしまった嵩についての用地取得や建設費を補助するといっていますが、実はこの費用負担につきましては、国が合わせて出した広域処理に関する処理方針が、3年以内、平成26年3月までに処理を終了するという事で、向こう残り2年のうちにこの事業を行なう費用としていく考え方がございますことから、新設の処分場にこの費用をかけていくというのは、事実上難しいものと受け止めております。

松本委員

対象になっているがれき、木くずなどは、先ほどの3つの条件の2番目の放射線の関係では、国の基準値が示されていると思うが、安全性についてはどのような見解を持っているのか。

鈴木参事

安全性に対する取扱いでございますが、まず、岩手県のがれき類を埼玉県が受け入れるにあたりましては、現地から埼玉県に受け入れるまでの各工程の各段階において放射線測定を行ない、そのなかで、安全基準

とされた数値に対してどういう値を示すかということをもって、確実にそれを検証し、また、住民の皆様に適切に情報提供していこうという考え方でございます。この考え方にに基づき、埼玉県が岩手県の木くずについて検査を行なった結果、3月の時点から段階で、7つの工程を踏んで測定を行なうということでしたが、いずれの測定段階におきましても、示されました放射線の線量は、安全基準を全て下回っていたものでございます。

桑原部長

補足しますと、実証試験をした処理施設の排ガスの放射性濃度を測定しましたところ、不検出か、あるいは国で定めた基準よりも低い値という結果でございました。

小林委員

米沢市と草津町の処分場の受け入れ条件について伺いたい。

鈴木参事

国の処分物に関する放射性物質の安全基準は、キログラムあたり8,000ベクレルです。所沢市が処分先としている米沢市と草津町につきましても個々に事情があり、特に草津町につきましても、観光地ということで、風評被害の心配等があり、一般の安全基準値では難しいということで、平成23年12月に草津町長からは受け入れに際しては、規制基準を倍にしたキログラムあたり4,000ベクレルという安全基準で

お願いしたい、という文書が届いております。今年5月には、米沢市長からも同じ基準の通知をいただいております。

小林委員 国の財政フォローということで、その負担措置を受け持つとのことだが、これは、全額ということか。

鈴木参事 科目が多岐に渡りますが、本来、このがれき処理に係わる費用として発生したものについては、全額補助の対象ということになっております。

入沢委員 米沢市と草津町に最終処分場があるとのことだが、受け入れの条件を整えば、不燃物がれきも受け入れ可能なのか。

廣川東部クリーンセンター施設課長 不燃物の受け入れに関しましては、山形県や近隣の県で、直接最終処分場を持っている自治体や、民間の施設もございまして実際に受け入れております。本市の場合を考えますと、受け入れたとしましても、処理して埋め立てるという形になりますので、近くでそのまま埋め立てるという処理方法が効率的であると考えます。

荒川委員 国はがれき処理にあたって、燃やすための仮設焼却炉を31基計画した。これは岩手県にも配置されている。これらの処理能力はどのぐらい

か。また、燃やすだけでなく再利用しようということで、細野大臣も注目している森の防潮堤というのがある。執行部は現地を見てきたという話も聞いたが、その辺の話を聞かせて欲しい。

鈴木参事

環境省から入手いたしました6月11日現在の資料によりますと、仮設焼却炉31基のうち、岩手県分につきましては、宮古地区と釜石地区に1基ずつ建設ということでございます。処理能力につきましては、宮古地区につきましては95トン/日、釜石地区につきましては109トン/日でございます。緑の防潮堤につきましては、岩手県で着手しているという話は伺っておりますが、直接、拝見してはおりません。

村上委員

仮設焼却炉31基が完成すると、あたかもその分処分量が増え、広域処理分が減るように聞こえるが、現場に行って聞いた話や資料を見ると、織り込み済みのはずだがどうか。

桑原部長

当初から、この31基につきましては計画が入っておりましたので、織り込み済みと考えております。

村上委員

ということで、処分の量が減るということではないということである。また、安全度の関係だが、現在、東部・西部クリーンセンターでの空間

放射線量はどのぐらいの数値になっているか。

廣川課長

平成23年7月から放射能に関しまして計測しておりますが、本市の場合は溶融飛灰が埋め立て対象物の主なものでございます。数値につきましては、平成23年度の平均で3,452ベクレル、本年度につきましては、現在までに3回実施しており平均で約2,300ベクレルでございます。西部クリーンセンターの飛灰につきましては、東部クリーンセンターに運び、溶融処理している状況でございます。

荒川委員

先ほど、村上委員は31基が織り込み済みであったと発言されたが、当初は27基であったのではないか。

鈴木参事

確かに、当初は27基でございました。それが31基に増えた理由につきましては分かりません。現状の稼働数でございますが、6月11日現在で13基となっております。

小林委員

広域処理といわれているが、阪神淡路大震災の時と比較してがれきの処理が遅いと思う。1年が経過した時点での処理率は、阪神淡路大震災では60パーセントだったが、東日本大震災では6.7パーセントとされている。この7月からは仮設焼却炉31基が全て稼働するということ

だが、焼却炉の設置についても遅かったのではないか。

廣川課長

岩手県に現地視察した際に現地の方がおっしゃっていましたが、今回の震災は広域的であり、阪神淡路大震災と比べましても地域的な問題もあるのではないかとのございました。

村上委員

議論の際にはいろいろな前提が必要だと思う。今の話を聞くと、前提は阪神淡路大震災の際は埋め立てができたということである。そういう意味で、今回の東日本大震災とは比較にならないと考えるがどうか。

廣川課長

片付けなければならないがれきの量と内容が、違っているということかと考えます。

桑原部長

補足いたしますが、広域であると同時に、復興の柱となる自治体そのものが被害を受け、職員の方が亡くなられたりしたことも、要因のひとつであると考えております。

小林委員

二つの震災は単純に比較できないとのことであるが、だからこそ国が早く焼却炉を作ることが一番のポイントになると思う。それができなかったという点での考えはどうか。

桑原部長

これは、実際に行なうことは無理だったと思いますが、仮設焼却炉 3
1 基が震災後数カ月で稼動できたならば、違ったであろうと考えており
ます。

廣川課長

東部クリーンセンターの建設にも 3 年を要しました。半年で動かすま
でにしなければならないという建設作業は、早く対応ができたものでは
ないかと考えております。

荒川委員

同じ被災地でも、仙台市はがれき処理を他に頼まずに自前で行なった
とのことで、既に他自治体のものまでも受け入れているとのことである。
その違いをどう考えるか。

廣川課長

宮城県は小さい市町村を抱えており、広域的に処理するため民間の処
理が必要であったと考えております。仙台市は政令指定都市であり、独
自に民間の焼却炉を建設しておりますので、県と同レベルでの対応がで
きましたが、宮城県は小さな市町村の面倒をみるということが大きかつ
たのではないかと考えております。

桑原部長

補足ですが、それぞれの自治体の事情が異なっており、一概にある側

面だけを見て判断することは難しいものと考えております。

村上委員

放射能がれきと災害がれきは別のものだと認識している。ただ、市民・国民の不安があるので、安心を担保するための基準を設けていると思う。会派で山田町を視察した際に計測した空間放射線量は、0.04～0.1マイクロシーベルトであり、本市とほぼ同レベルであったのでそれほど心配することはない。ただ、がれきを受け入れる際には安全性をきちんと確保しなければならないが、仮に現地のがれきを受け入れたとしても、現在と数値は変わらないのではないか。

廣川課長

ご指摘のとおり、現在の状況とあまり変わらないのではないかと考えております。

村上委員

ということは、溶融飛灰については米沢市と草津町でも受け入れの可能性はあるのか。

廣川課長

埋め立て処分する溶融飛灰の数値につきましては、ほぼ変化がないものと考えており、受け入れ先の基準であります4,000ベクレルはクリアできると考えております。

村上委員

その他の焼却灰等はどうか。

廣川課長

東部クリーンセンターの焼却灰・飛灰と西部クリーンセンターの飛灰につきましては、数値の測定は行なっておりますが、東部クリーンセンターの溶融炉で一緒に処理しております。最終的に埋め立て処分しますのは、溶融飛灰が主でございます。

【質疑終結】

休 憩 午前9時56分

(※ 休憩中に協議会を開催した)

再 開 午前10時30分

松本委員

【意見】

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関して、所沢市の積極的な対応を求めるという請願に関して、趣旨採択を主張する立場から意見を申し上げる。本日の質疑をおし、がれきの広域処理の予定量の減少から今後の要請も変化することが見込まれます。請願の趣旨にあるように、国・県の要請に対し積極的な対応を求めるということでもあり、市では受け入れのために諸要件を整備し積極的なメッセージを発信していただきたい。今回は趣旨採択ということですが、市長及び執行部の積極的な対応を求めます。

【意見終結】

【採決】

請願第2号については、全会一致、趣旨採択すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行なうことと決定した。

散 会 午前10時32分